

反競争慣行防止のためのグローバル方針

1. 反競争慣行防止へのコミットメント

カルテルをはじめとする反競争慣行は、自由な市場と公正な事業活動を阻害する行為です。パイオラックスグループは、「パイオラックスグループ行動規範」における「4. 公正・自由な競争、透明な関係」の精神を基礎とし、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）を含む各国および地域の競争法（関連する法令を含む。以下「競争法」といいます。）を十分に尊重し、遵守することを宣言します。

2. 適用範囲

（1）適用範囲

本方針は、パイオラックスグループ（株式会社パイオラックスおよび子会社）のすべての役員および従業員（以下「従業員等」といいます。）に適用されます。

（2）競合他社の定義

競合他社とは、パイオラックスグループと事業上の競争関係にあるあらゆる企業をいいます。

（3）ビジネスパートナーの定義

ビジネスパートナーとは、パイオラックスグループが業務、部材、設備等を発注する取引先（サプライヤー、委託先業者、販売代理店、エージェント、コンサルタント等をいい、業種は問いません。）をいいます。

3. 基本原則

パイオラックスグループは、市場における公正かつ自由な競争の実現に資するため、事業活動を行うすべての国および地域において、競争法を遵守します。

4. 禁止事項

（1）カルテル

パイオラックスグループは、競合他社との間で、公正かつ独立の関係を維持し、明示であるか黙示であるかにかかわらず、販売価格、コスト、利益、生産能力、販売条件、販売地域、顧客、市場シェア、入札条件、その他の競争に影響を与える可能性のある事項（まとめて「センシティブ事項」といいます。）について、いかなる合意も取り決めも行いません。

（2）競合他社との情報交換

パイオラックスグループは、いかなる場合でも、競合他社との間で、直接または間接であるかにかかわらず、センシティブ事項について情報交換を行いません。また、センシティブ事項にかかわる、合意、取り決め、その他の情報交換の疑いを生じさせるような接触は一切行いません。

(3) 競合他社との接触

パイオラックスグループは、競合他社が参加するまたは競合他社との接触ある業界団体、組織団体、会合（まとめて「会合等」といいます。）へ参加する際には、公式のものであるか非公式のものであるかにかかわらず、法令遵守の目的で定められる社内手続または規則を遵守します。また、当該会合等について、適法性に疑問が生じる場合には、当該会合等から直ちに脱会します。

(4) 優越的地位の濫用

パイオラックスグループは、取引上の優位な立場を利用して、ビジネスパートナーに対し、不当な条件や要求を実施したり、不当な不利益を与えたりしません。

(5) その他の不公正な取引方法

パイオラックスグループは、ビジネスパートナーと事業活動を行う中で、正当な理由なく、買ったときその他の競争法が定める不公正な取引を行いません。

5. パイオラックスグループ内の対応

(1) 教育方針

パイオラックスグループは、定期的および必要があると認めるときに随時、反競争慣行等に関する教育を従業員等に対し実施します。

(2) 内部公益通報制度

パイオラックスグループは、従業員等が、競争法、倫理規定および本方針に違反、または違反する疑いがある場合、パイオラックスグループにおいて定める内部公益通報に関する規程に従い、速やかに報告がなされる体制を確立します。

(3) 定期的な監査

パイオラックスグループは、本方針の遵守状況について、社内監査担当部門により定期的および必要があると認めるときに随時、監査を受ける体制を確立します。

(4) 反競争慣行防止に関する体制および対策見直し

パイオラックスグループは、反競争慣行防止へのコミットメントおよび本方針の適切な運用のため、パイオラックスグループが規定する反競争慣行防止管理規程等の関連する社内規程について、適宜改訂を行います。

以上

2016 年 9 月制定
2025 年 6 月 9 日改訂

最終確認日：2025 年 6 月 9 日
株式会社パイオラックス
代表取締役社長 山田 聡